

社会福祉法人 未来駅評議員役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人未来駅の定款の定めに基づき、評議員、役員等に対する報酬について定める。

(業務の種類)

第2条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、報酬として一日あたり5,000円を支給できるものとする。なお、各年度の総額は理事300,000円、監事100,000円を超えない範囲で支給するものとする。

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、社会福祉法人未来駅旅費規程を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、社会福祉法人未来駅旅費規程に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合はこの規程は適用しない。ただし、当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員役員等報酬支給時期、支給方法は、次の各号による。

- (1) 第2条(1)(2)(3)については、出席の都度手渡しとする。
- (2) 第2条(4)については、必要により事前に概算払い又は業務終了後、領収証を提出の上精算払いとする。
- (3) 第2条(5)(6)については、業務終了後、領収証を提出の上精算払いとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 6月 8日から施行する。

なお、この規程の施行に伴い、これまでの役員費用弁償規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月 4日から施行する。